

# 家政学の分類に係る一考察

長谷川知一

## 家政学への反省

いったい学問は何であろう、ということについてはさまざまな説明、判断があるが、学問にたづさわる者の願い求めるところの問題は、概念の統一的組織体系であるということができる。多くの観念の中から共通する要素を抜き出して総合した普遍的な観念を概念と理解してよいであろう。しかし、理性によって真理をきわめるということも学問的にはさまざまな段階があって、絶対的なものにとりもたれた高度の理性によって真理をきわめるものと、絶対的なものによってとりもたれないところの直接的な知識ともいえる低度の真理をつかむものとがある。問題としている家政はは科学に属するが、家庭内のさまざまな知識は、そのもつとも低次のものとも考えられるのであって、あまりにも直接的なことが反面においてこれを学問的な見地からみると、家庭の様子が状態として素朴すぎる事情にさえぎられ、より豊かな生活をするための真理をきわめようとしている内容が、技術的になりすぎている事情とも考えられよう。家政学が学問ではないといふような考え方人々に抱かせたのは、一つにはこんなところにあったのではなかろうか。

家政学は科学であるということについては少くとも家政にたづさわる人々は肯定的であるが、ここでこのような学問を真に科学的に新たにつくりだすにはどうしたらよいだろう。それには反省を強め言論などによらないで目的をとげようとした知識を一度否定して、すべてに通じて存在する特殊なものをすべてに通じるようにすること、従って特殊的な限定として理解するような方法をとることがきわめて大切なのはなかろうか。家庭管理とか、家族関係の知識は一度これを家政一般の知識に、従って二つの矛盾対立する概念事物が相互に否定し合いながら両者をつつむ一段と高次の統一体に発展させて、更にこれを家政学の知識にまで総合する。然しながら家庭経営もまた家政一般の一つの場合にすぎないので、従って更に家政学のところまでさかのぼって、そこではじめてすべてに通じて存在するもののなかから家政の、また家庭管理の、更に家族関係の、更に家庭経営の、或は家庭経済の特殊性を抽出してそれを認定することが唯一の正しい道であると考えられる。

ここでこれらの二つの根本問題のうちから基本的な問題の一つにその理路をたどり、考えてみることに限定しなければならない。そこで家政学の学問的性格という問題をとりあげてみる。ところがここにも二つの重要な問題が存在すると考えられる。いったい家政学は理論科学なのか、技術学なのかということがでその一つであり、そしてそれは家庭経営学なのか家庭経済学なのか、或は家政一般論なのかということがその第二である。しかしこの問題については

家政学研究発表や家政学研修会においていろいろと論ぜられている。

日本ばかりでなく欧米の家政学の文献をいろいろ調べてみると、家政学が一個の経済学だという考え方、或は経済学であるという考え方はたしかに時代的に夫々支配的である。このような考え方は從来の家政学が体系のない技術論的な知識の集合であったのに対し、経済学の中で家政経済学 (K. H. Rau) とか。家庭経済学、私経済学 (E. Baumstark) とか。家政学、私的家政学 (Georg von Mayr) とか。経営学、家政学 (Rudolf Dietrich) とか。私経済学、家庭経済学、経営経済学 (H. Töndury) とか。経営経済学、私家庭経済学 (M. R. Lehmann) とか。個別経済的考察方法により各々を理論と応用に分けた経営経済学、家政学とか。応用経済科学、個別経済政策、経営経済学、家庭経済学 (Walter Weddigen) とか。社会構成体、家政体 (H. Nicklisch) とか。根幹構成体、家政体、目的構成体、企業体 (F. Gottl) として家政学に地位を与えていた。このように比較的隣接している経済学が客觀性（対象性）をもつ体系的な知識として信用せられたことによって、経済学は自然科学にならってその哲学的基礎づけさえも試みられるところまでも発達していたので、家政学を學問的に改造する経済学ないしは経営学化傾向が生じたと考えられないだろうか。しかしながら、この方向が家政学ないし家政原論固有の定位を進めていったかどうかは疑問である。

從来の技術論的な家政学があまりにすなおであるということから非學問的であるとする態度が少し早計にすぎたということができるのであって、もしこうした考え方には理由があるとすれば、われわれは家政学ないし家政原論が技術学としてその本来の地盤において新しくつくりだされる可能性について再吟味することが必要となってくるのではなかろうか。しかもこの問題の分析こそ根本的にいって、経済と技術との原理的な関係いかんということに問題があるのでこの点から考えなければならない。

### 「註」

佐々木吉郎博士は家政体にはいろいろな問題がある。内部の問題もあれば対外的な問題もあるのであって、このことは社会学的な問題もあれば経済学的な問題もあり、また経営学的な問題もあり、かつ、また法的な問題もあるし、さらには技術的な問題もあるということである。このどの問題を中心にするかによって家政体の側面的な規定が変ってくる。そしてそのうちのどれが家政学なのかという問題が生れてくるであろうし、他面ではすべての主要問題を取り扱うところの家政通論といったものを考えることもできよう。家政通論、家庭社会学、家庭経済学、家庭経営学、家庭法（身分法）が成り立つし、いま一つ家庭技術論が成り立つことになる。家庭通論と家庭技術論とを別にし、さらに家庭法を除外すると、あとに家庭社会学、家庭経済学および家庭経営学の三つが残るが、この三つのうちのいづれかが家政学とされているようである。と説き尙博士はその著『経営経済学総論』のなかで「要するに家計は殊に資本主義社会における家計は商品経済に依存し、商品経済によって制約されるところの

- (1) 資本主義社会の内部において自己を個別化するところの個別経済であり、
- (2) 所得の変形に関するものであり、

- (3) そのようなものとしての意思経済であり、
- (4) 意思に内容を附与するものは一般生活目的である。」

と規定している。これは家庭経営学としての家政学になると思っている。論者のなかには家庭社会学としての家政学を体系化しようと努力されている方もあるようで、西ドイツでは家庭経済学と家庭経営学との研究が深化している。アメリカでは博士が知っている限りにおいては、家庭社会学の研究が非常に多く家政学は家庭経営学と家庭技術論が混合されて成り立っているようである。また最近家庭生活の行動科学的研究がアメリカでなされるようになっていて、これはまだその緒についたばかりである。と説き、さらに家政学を志す者がどの方向をとるにしても、その方法的基礎を明確にすれば家政学は総括名称となってしまうであろうが、それならそれでよいのではなかろうか。

方法的基礎をしっかりとしなければいけないということをいま一ついうならば、それはわが国の家政教育の家族関係という科目であって、家族関係は法律的にも社会学的にも解明できる。家族法や家庭社会学があれば基本的にはそれでよいのではなかろうか。両者を混ぜ合わせて家族関係をやるとすれば方法的基礎が乱れるのではないかと思うと述べている。『短期大学教育19号より』

### 家庭経済と家庭経営、つまり家政の二重性

ゴットルは『経済の本質と根本概念』において、技術と経済との関係を要約していっている。経済は技術がなければ可能ではない。しかし技術は経済のためにはたらきかけて、両者が互に力をおよぼしあっている。経済が技術に対して、優位に立って技術の行動や目的を束縛し規定している。これと逆に技術が経済の成立に必要な条件や規定を求めている両者の関係が説かれている。

ここでわれわれは飛躍するかもしれないが、家政と技術そのものの意義と両者の関係にさかのぼって回想してみたならば、技術を問題にすることが正しい道であることに気付くであろう。

ゴットルは経済と技術との関係において、技術の意味を規定するときに強調するところの、技術は個々の行為の遂行における効果的な正しい順序であるのに対して、経済は一定の領域において技術的に完成している行為を初めて正しい関係におこうとするところの全体の正しい順序であるというのであって注目すべきところであろう。ここでわれわれは家政の地盤というものを回想しながら家庭経営において家庭経済は技術を支配し、技術は家庭経営を通じて家庭経済に奉仕することを知るであろう。このことは家庭経営が核心となって家政技術と家庭経済とがその支配と制約との関係において交渉し合うところの固有の地盤であるとも称し得ると信ずる。

家政がこのような性質をもっているものであるならば、このことから家政の学問、つまり家政学には二つの方針が生まれてくる可能性があるということである。それは一方では家庭経営において家庭経済に奉仕するところの技術を主として考察する態度と、他方では家庭経営において技術を支配するところの家庭経済に主として考察を目的とする態度とがそれである。この

ことは前者が家庭経営の技術を取扱うことからして、これを家政技術学と仮称するならば、後者は経済的なものを主として問題とすることによって、家政経済学と呼ぶことが許されるのではないかろうか。このように家政の学問を二つの方向に分けたならば、家政技術学は直接技術の学問であるのに対して、家政経済学はいうならば純正専門的 metatechnik な学問であって、ここでは直接技術そのものが問題となるのではなく、それが問題となるにしても家庭経営において家庭経済に支配される技術の社会経済的な重要さが解明される。ここで考えられることは家政の経済学は究極において社会経済的な見方が予定されるからである。この意味では家庭経済学は家政の形而上学ともいいうことができるのであって、家政技術学というものはこれに対して家政の形而下学であり、かかる意味では固有の家政学といえるのではないかろうか。

この学問的態度の相違から結果として現われるところの問題、つまり家政学の学問的性格を二つに異分するということはわれわれにとって重要なことである。

現在家政学にたづさわる人々にとって、その学問の性格についていろいろと細かい見解の相異があるとしても、家政学がその対象の性質からして自然科学でないとする以上は、何らかの意味において実践的な性質をもっているものだということについては異論がないであろう。しかしここで実践的な性質を広い意味でみると問題が残る。広く実践的という場合に、これを厳密にいうならば『倫理的・実践的』『歴史的・実践的』『技術的・実践的』とも表現できる三つの場合に分けて考えてみなければならないようと思われる。このように区別したとき、われわれが仮称した家政技術学が技術的・実践的な性格を持っているものであることが理解されるであろう。これに反して家政経済学は歴史的・実践的であるか、または倫理的・実践的であるかが残された可能性となるということができるよう。

現在わが国の家政学者の多数は家政学を理論科学として確立しようと提唱し努力されているようである。しかしこれは規範科学として家政家を基礎づけようというのではないのであって、歴史的・実践的な性格をもつところのものとして考えられているということであるが、倫理的・実践的（宗教情操）な性格を賦与することは可能なかどうか。われわれは家政学を实在科学である経済学化或は経営学化する以外にもとからある家事学（家政学）または家政学（家庭経営学）を樹立すること、例えば家政と技術と社会の総合からの抽出、そして認定が可能であるかないかという意味だけは明らかとなつたと思う。われわれはこの学問を歴史的・実践的なものとして基礎づける他に、技術的・実践的な学問として確立する余地があるかないかということを問題としたい。

ドイツの生活経済学では欲求意欲。いいかえるならば、欲しいものが充分にみたされるようないろいろと現れ起る（生起）ことが一定のきまり（秩序）の中において連関されることにより、いろいろな諸生起はその繰り返えし（持続）が保証されると説いている。このような秩序の内容。亦この内容はどのような方法によって定められるのか（法則がみいだされるのか）その経験及び経過の実現はどうなるのか、等々の問題は広義に考えたなら正しい意味における家

政学の重要な課題であって、それは本来の経済的秩序に対して正に家政的秩序と呼ぶにふさわしいものであるから、これを取り扱う学は経済学ではなく家政学でなければならない。と早稲田大学の酒井義旗教授は説いている。

家政という意味は、単に私の家のことに関するものということではない。一国の財政も一種の家政に外ならない。つまり歳出と歳入をはかって国務処理のために、いろいろと現れ起った事柄をさしきりなく持続する。このような国家の処分状態を確保しようとする秩序こそまさに財政的秩序に外ならない。財政学が国家の家政学として、経済学から一応独立しているということは正しいといわねばならない。勿論経済学の中には、この家政的秩序の問題はふくまれている。それは丁度技術的秩序、つまり意志または行為の目的物（客体）の処分行為にかかわる秩序が経済学中の一内容をなしているのとおなじことなのであると解説している。

法政大学の渡辺佐平博士は、家庭経済は一定の収入、それをどう使うかという点で財政学と似ている。この家庭の経済というものは変らないものなのだろうかというと、そうではない。家庭の経済は社会の経済がどうなるかということで変わってくるものなのである。それをよく知ることがないとすれば、家庭における経済も充分にはやっていけないのでないのではないか。これを知ることによってはじめて家庭の経済を完全にとらえることができるといえる。家政そのものにたずさわる人々はそのような理解が必要なのではないか。実際にこの両者は深くからみあって存在しているのであると説いている。

ゴットル教授のいう家政構成体は、正しい意味においては私経済的構成体であると理解されるのであるが、構成ということは意味を持っているいろいろと現れ起った事柄について、一定の秩序の中において統合することによって、そこに生じた被統合態としての生活統一体（家政構成体）をさしきりなく持続させようとするものであると思う。

このように考えてくると、問題にとりあげておかなければならぬのは法律と政治の問題である。家政人は結局は技術人であると同時に法律人でなければならない。法律が家政に対する関係は、たとえているならば家政が技術一般に対する関係と同様であるとも言い表すことができるのではなかろうか。おもうに家政は法律を制約し、反対に法律は家政を支配するといえるからであって、このように家政は技術によって中から規定され、法律によって外から規制されるという意味においてはその中間の持場を持っているともいえよう。家政技術学が家庭経営において家庭経済の規則をきめるところの技術を取り扱うことは当然であるが、それと共に家庭経営において家庭経済に規則を定めて制限するところの法律にも亦考慮を払わなければならないのである。

家政学を反省してみると家政の二重性に気付くことから家政技術学を提唱したならば成り立つのではなかろうか。

On the reflection of the home science organization, the author emphasizes that

the duality of the home economics is settled by induction of the household technique (home science)

### 引用文獻

東海学園女子短大紀要、1966年版、渡辺佐平著。

構成体論的経済学、時潮社、酒井義旗著。

経営技術学と経営経済学、森山書店、酒井正三郎著。

短大教育、日本私短大協会19号、佐々木吉郎著。

Gottl Ottlienfeld : Wesen und Grundbegriffe der Wirtschaft' 1933.

Gottl Ottlienfeld : Wirtschaft und Technik, 1923.